



長野県報

3月10日(木)
平成17年
(2005年)
第1641号

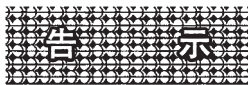
目次

告示

昭和50年長野県告示第456号(農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積)の一部改正(農政課)	1
昭和46年長野県告示第187号(農地法第6条第1項第2号の規定による面積を指定)の一部改正(農政課)	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路維持課)	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路維持課)	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課)	2
平成15年分政治団体の収支に関する報告書の訂正(選挙管理委員会)	2

公告

一般競争入札(情報政策課)	3
一般競争入札(交通政策課)	3
争議行為の公表(労政課)	4
特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業振興課)	4
農業振興地域の区域変更及び区域に係る図面の縦覧(農政課)	5
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(農村整備課)	6
一般競争入札(7件)(管財課)	6
土地改良区役員の就退任の届出(土地改良課)	12
一般競争入札(都市計画課)	12
一般競争入札(教育振興課)	13
一般競争入札(保健予防課)	14
一般競争入札(産業技術課)	15
一般競争入札(11件)(自律教育課)	16



告示

長野県告示第101号

昭和50年長野県告示第456号(農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積)の一部を次のように改正し、平成17年3月20日から施行します。

平成17年3月10日

長野県知事 田中 康夫

別記4中 「佐久町
小海町」を

「小海町

佐久穂町のうち旧海瀬村、旧栄村、旧大日向村、旧青沼村、旧畑八村及び旧穂積村の地域」

「北相木村

八千穂村のうち旧畑八村及び旧穂積村の地域」を「北相木村」に

改める。

農政課

長野県告示第102号

昭和46年長野県告示第187号(農地法第6条第1項第2号の規定による面積を指定)の一部を次のように改正し、平成17年3月20日から適用します。

平成17年3月10日

長野県知事 田中 康夫

別記中「佐久町のうち旧海瀬村及び旧栄村の地域 八千穂村」を「佐久穂町のうち旧海瀬村、旧栄村、旧青沼村、旧畑八村、旧穂積村及び旧北牧村の地域」に、「佐久町のうち旧大日向村の地域」を「佐久穂町のうち旧大日向村の地域」に改める。

農政課

長野県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年3月25日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月10日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 152号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡高遠町大字西高遠1611番の1地先から 上伊那郡高遠町大字小原661番の1地先まで	旧	4.8~21.0 m	1.0250 km
上伊那郡高遠町大字西高遠1626番の1地先から 上伊那郡高遠町大字小原666番地先まで	新	13.5~61.5	1.0227

道路維持課

長野県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年3月25日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月10日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 418号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡天龍村平岡420番の58地先から 下伊那郡天龍村平岡322番の42地先まで	旧	3.7~48.5 m	1.0564 km
		6.0~48.5	1.1994
同 上	新	3.7~48.5	1.0564
		6.0~48.5	1.1994
		11.6~73.0	0.7200

道路維持課

長野県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年3月25日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

て、一般の縦覧に供します。

平成17年3月10日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 418号
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡天龍村平岡420番の58地先から
下伊那郡天龍村平岡322番の42地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成17年3月25日

道路維持課

長野県長野地方事務所告示第2号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成17年2月22日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成17年3月10日

長野県長野地方事務所長 金井 範 夫

住 所 名 称

長野市川中島町原639 長野県昭和自動車学校
須坂市墨坂南2-16-1 長野県須坂自動車学校

会 計 課

選告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による平成15年分の政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党長野県第一選挙区支部から次のとおり訂正の報告がありました。

平成17年3月10日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

項 目	訂 正 前	訂 正 後
1 収入・支出の総額		
収入総額	94,708,088円	92,708,088円
本年収入額	75,375,018円	73,375,018円
繰越額	7,635,058円	5,635,058円
2 収入・支出の内訳		
収入の内訳		
寄附		
政治団体からの寄附	11,580,000円	9,580,000円
小 計	51,542,000円	49,542,000円
合 計	75,375,018円	73,375,018円
[寄附の内訳]		
政治団体からの寄附 (寄附者の名称)		
平成研究会	4,000,000円	2,000,000円
小 計	11,580,000円	9,580,000円

選挙管理委員会